

北海道 空き家等対策に関する取組方針



令和6年(2024年)3月

目次

第1章 背景と目的	1
(1) 策定の目的	
(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正	
(3) 北海道住生活基本計画での位置づけ	
第2章 現状と課題	4
(1) 空き家等の現状、動向	
(2) これまでの取組	
(3) 空き家対策における課題	
第3章 空き家対策における各主体の役割	10
(1) 所有者の責務	
(2) 国の役割	
(3) 市町村の役割	
(4) 関係団体・支援法人の役割	
(5) 道の役割	
第4章 取組方針	15
第5章 施策の展開	16

第1章

背景と目的

1 策定の目的

- 平成27年(2015年)5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」）」に基づき、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家の有効な活用などに取り組みとともに、市町村における空き家等対策を積極的に支援することを目的として、同年12月に「空き家等対策に関する取組方針」を定め、取組を進めてきたところです。
- その後、別荘などの二次的住宅や売却・賃貸用の住宅などの空き家ではなく、居住目的のない空き家の増加（平成30年（2018年）住宅・土地統計調査結果より）や、コロナ禍による社会状況の変化など新たな課題を踏まえ、令和3年（2020年）3月に本方針を見直しました。
- 国においては、空き家の発生抑制や活用促進、適切な管理・除却の促進に向けた取組の強化など、空き家対策の在り方を検討されており、令和5年（2023年）6月14日に法律が改正されたところであります。
- このほか、アフターコロナによる社会経済の変化やアスベストなどの有害物質を含んだ建材への適切な処理、それに伴う改修・除却に要する費用の増加など空き家を取り巻く問題は変化しております。
- この度、こうした空き家問題について、法改正による手段の拡充などを踏まえ、効果的な空き家対策が道内全域で着実に展開されるよう、北海道として空き家対策の考え方や取組方針をとりまとめ、市町村や民間事業者などの関係者に分かりやすくお示しするため、「空き家等対策に関する取組方針」を見直すこととしました。
- 本方針は、北海道における空き家対策を推進するための基本的な方針であり、市町村の空き家対策への参考になるよう策定しております。

年度	北海道における取組	空き家を取り巻く環境
平成20(2010)		「空き家再生等推進事業」開始
平成25(2015)	庁内関係部局連絡調整会議の開催	
平成26(2016)	北海道空き家情報バンクの運用開始	
平成27(2015)	空き家対策連絡会議の開催（H27～） 取組方針の策定	空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行
平成28(2016)	特定空家判断の手引きの作成 ガイドブックの作成	「空き家対策総合支援事業」開始 「空き家の発生を抑制するための特例措置」開始
平成29(2017)	空き家対策の手引きの作成 北海道空き家相談会の開催（H29～）	「全国空き家対策推進協議会」の設置 「全国版空き家・空き地バンク」の設置
平成30(2018)		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行
令和元(2019)	空き家対策計画「モデル計画」の作成	新型コロナウイルスの流行
令和2(2020)	取組方針の見直し	大気汚染防止法の改正（アスベスト対策の強化など）
令和3(2021)		基本方針の改訂
令和4(2022)	空き家にしないガイドブックの作成 空き家相談マニュアルの作成 大規模空き建築物対応事例集の作成	

2 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正

- ・ 令和5年（2023年）の法改正により、市町村が空き家問題に対して、より積極的な対応策を講じられるようになりました。
- ・ 所有者に対しては、これまでの「適切な管理の努力義務」に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が新たに設けられました。

法律の概要

○所有者の責務強化

- ・（現行の「適切な管理の努力義務」に加え、）国、自治体の**施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域（例）中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・ 市区町村が**区域**や活用**指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進
⇒安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制**等を合理化
- ・ 市区町村長から**所有者に対し**、指針に合った**活用を要請**

②財産管理人による所有者不在の空家の処分（詳細は3. ③後掲）

③支援法人制度

- ・ 市区町村長がNPO法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人に指定**
- ・ 所有者等への**普及啓発**、市区町村*から情報提供を受け所有者との**相談対応**
※事前に所有者同意
- ・ 市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・ 放置すれば特定空家になるおそれのある空家（**管理不全空家**）に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**
- ・ 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例（1/6等に減額）を解除**



窓が割れた
管理不全空家

②所有者把握の円滑化

- ・ 市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・ 市区町村長に**報告徴収権**（勧告等を円滑化）

②代執行の円滑化

- ・ 命令等の事前手続を経るとまがない**緊急時の代執行制度**を創設
- ・ 所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、**確定判決なしで徴収**



緊急代執行を要する
崩落しかけた屋根

③財産管理人*による空家の管理・処分（管理不全空家、特定空家等）

- ・ 市区町村長に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。（注）民法上は利害関係人のみ請求可

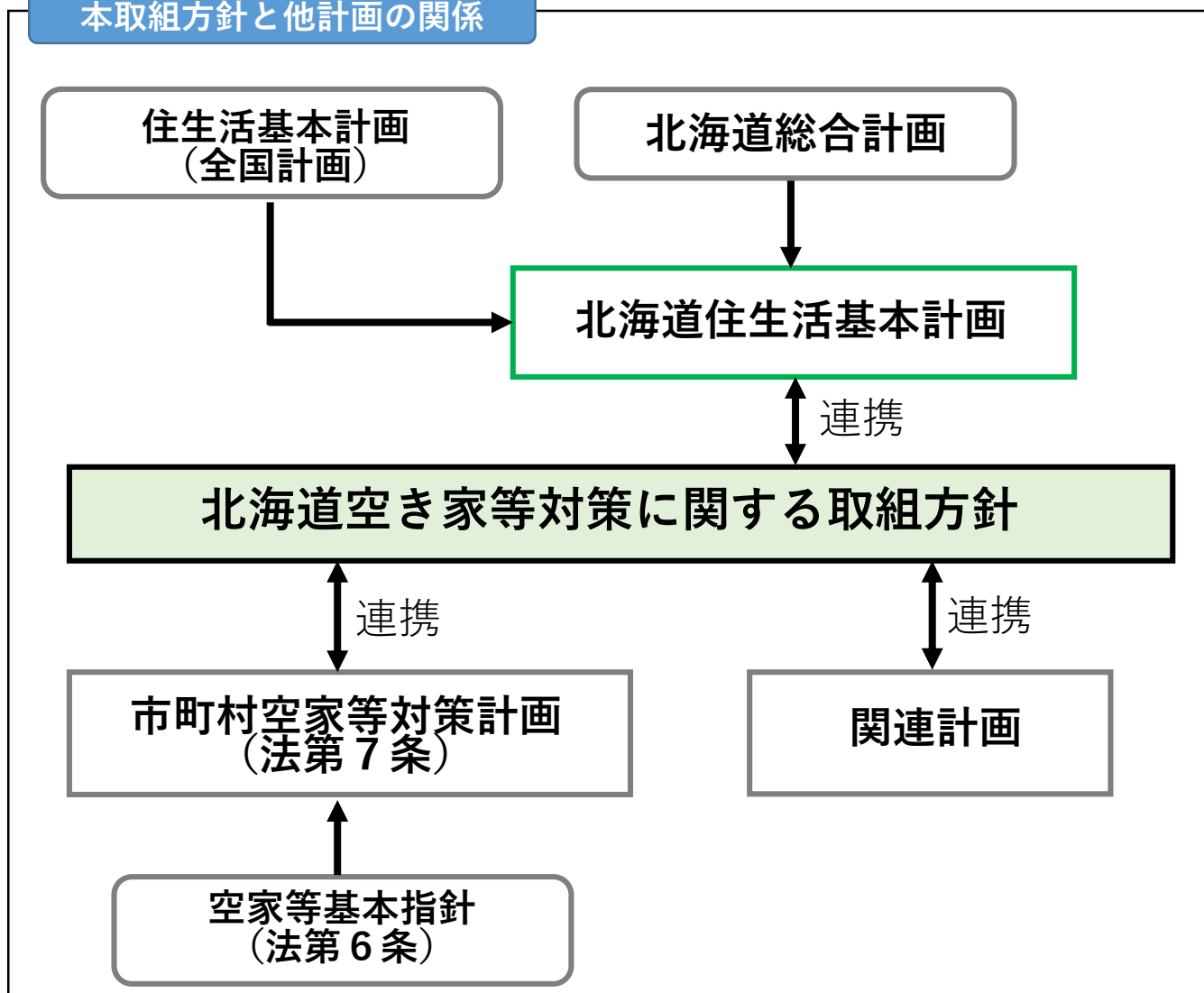
3 北海道住生活基本計画での位置づけ

- ・道では、北海道における「住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として「北海道住生活基本計画」を策定しています。
- ・北海道住生活基本計画内では「地域の活性化につながる空き家の解消」という目標を定め、目標のため「空き家の抑制管理の促進」、「良質な空き家の利活用の推進」、「住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却」の3つの基本的な施策を定めております。
- ・本取組方針は、北海道住生活基本計画を踏まえ定めております。

(参考) 北海道住生活基本計画について

- ・北海道という区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針などを示しております。
- ・北海道住生活基本計画は住生活基本法に基づき作成しております。

本取組方針と他計画の関係



第2章

現状と課題

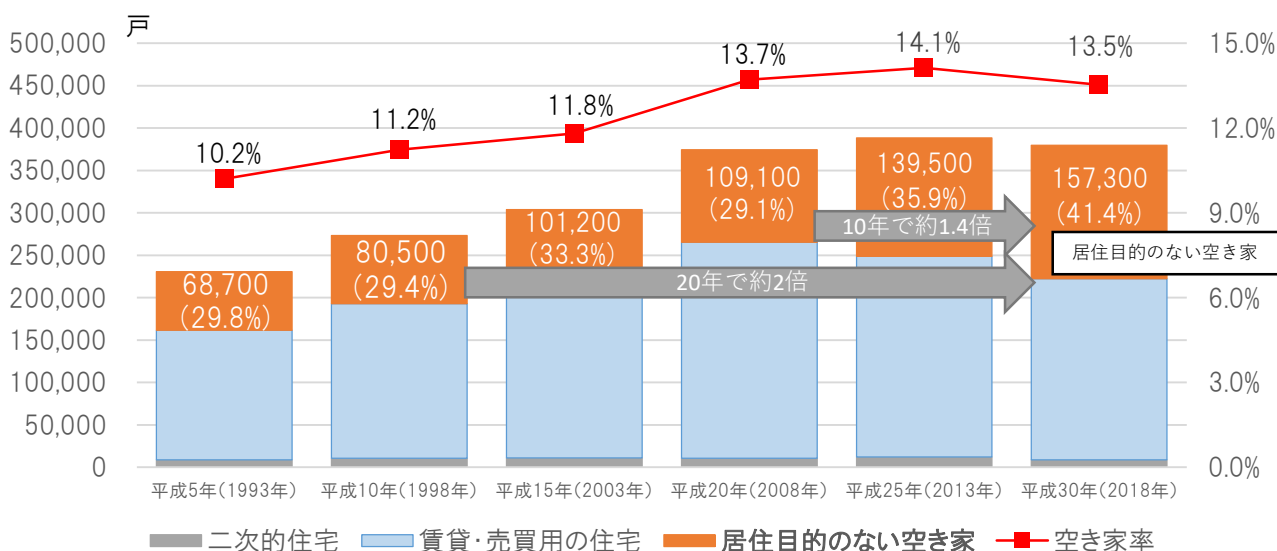
1 空き家等の現状・動向

平成30年（2018年）の全道の総住宅数は280万戸と平成25年（2013年）と比べ、6万戸（2.2%）増加しており、空き家数については、平成30年（2018年）で38万戸と平成25年（2013年）と比べ、8千戸減少しております。

道内における空き家のうち、別荘など二次的住宅、賃貸用や売却用の住宅を除く、住宅市場に流通しない「その他の住宅（以下「居住目的のない空き家」という。）」の戸数は、平成30年（2018年）で約16万戸となっており、平成25年（2013年）と比べ約2万戸増加しております。

全国の居住目的のない空き家は平成30年（2018年）で349万戸となっており、令和12年（2030年）には470万戸程度まで増加すると見込まれます。

道内における空き家の内訳の推移



(資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より作成

全国の居住目的のない空き家の推移



【出典】住宅・土地統計調査(総務省)

- 居住目的のない空き家は、この20年で約1.9倍に増加。今後、更に増加する見込み。
- 現行法(平成26年制定)は、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家(特定空家)への対応を中心に制度的措置を定めている。
- ➡ 特定空家になってからの対応は限界。

(資料) 国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」より抜粋

北海道空き家等対策に関する取組方針

全道の居住目的のない空き家の主要構造部などの腐朽・破損の状況を見ると29.4%となっています。居住目的のない空き家は別荘などの二次的住宅や賃貸用・売却用の空き家と比べ、人が住まず、住宅市場にも流通していないため、管理が不十分になっているものもあり、腐朽・破損率は高くなっております。しかしながら、約7割のものについては主要構造部などの腐朽・破損ないものとなっております。

居住目的のない空き家の主要構造部などの腐朽・破損状況

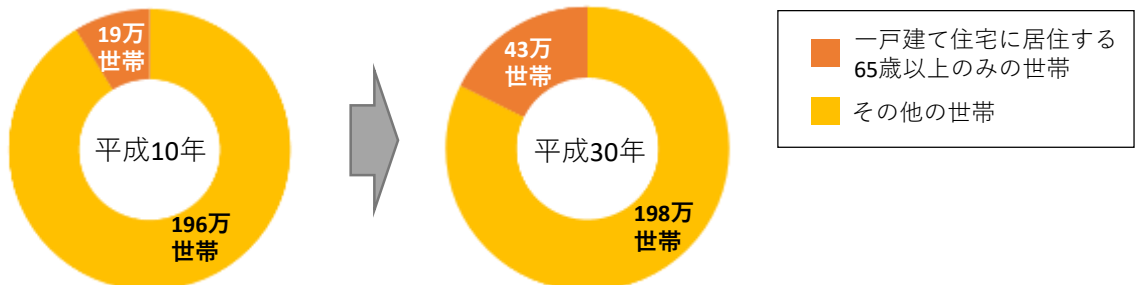


(資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より作成

全道の一戸建て住宅に居住する65歳以上の者のみの世帯は、平成30年に43万世帯となっており、20年前と比較して約2.3倍となっております。

将来、住み替えなどにより空き家になる可能性の高い、いわゆる「空き家予備軍」であると考えられ、今後空き家の増加が見込まれます。

65歳以上のみが居住する一戸建て住宅の状況



道内の世帯の内訳 (平成30年)

「空き家予備軍」
約43万戸

一戸建て住宅

共同住宅など

住宅の居住している世帯数			
241万世帯 (100%)			
65歳以上のみの世帯		その他の世帯	
65万世帯 (27.1%)		176万世帯 (72.9%)	
単身	単身以外	単身	単身以外
34万世帯 (14.2%)	31万世帯 (12.9%)	48万世帯 (19.9%)	128万世帯 (53.0%)
19万世帯	24万世帯	7万世帯	75万世帯
15万世帯	7万世帯	41万世帯	53万世帯

2 これまでの取組

(1)北海道における取組

これまで、北海道は法に基づき、市町村が主体となって空き家対策が進められるよう技術的支援等を行ってきました。その成果として、市町村の78%では空き家に関する実態調査を実施して、空き家対策を進めております。市町村の73%は空家等対策計画を策定をしており、空き家対策の取組は一定程度進んできたところであります。

北海道では、市町村への支援の他に、北海道全域での空き家の活用の促進のため、北海道空き家情報バンクの運営や空き家という社会問題を道民に周知・啓発するため、ホームページやガイドブックなどで所有者に対し、意識啓発を行ってきたところであります。



厚真町古民家再生プロジェクト

空き家等の活用の促進

- ・北海道空き家情報バンクの運営
- ・住宅ストックとしての活用の推進
- ・住宅以外の幅広い用途での活用の促進 等



大規模空き建築物に関する意見交換会



北海道空き家相談会

市町村への支援

- ・人材・担い手の育成の支援
- ・市町村空家等対策計画の策定の促進
- ・空き家相談会の開催 等



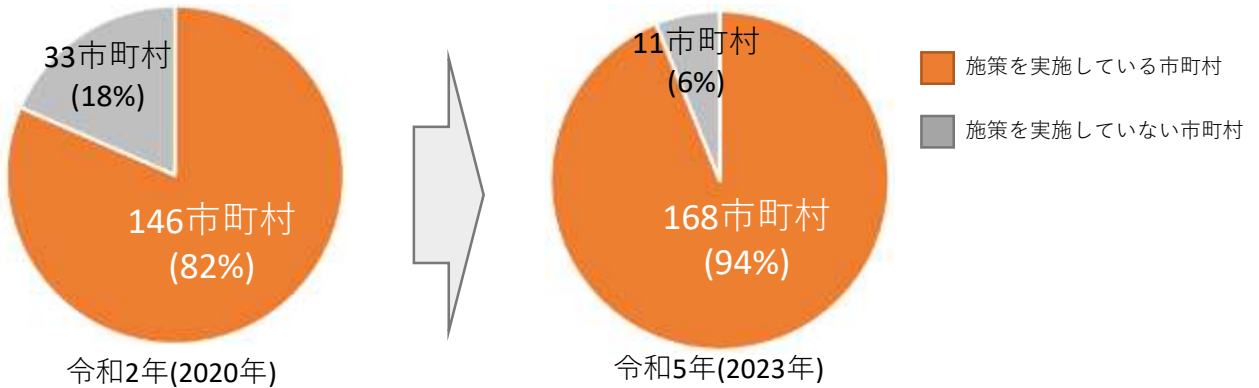
道民への周知・啓発

- ・所有者等に対する意識啓発
- ・ガイドブックの作成・更新、配布 等

(2)市町村における取組

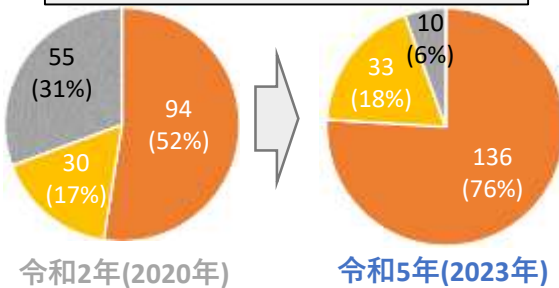
市町村ではこれまで各々独自の取組を行っております。令和5年の調査結果では、空き家に関する施策をしている市町村が「168市町村」あり、令和2年での調査と比べると「22市町村」増加していることが分かります。これは、地域住民の空き家に対する問題意識が高まったなど、空き家問題の顕在化により取組を実施する市町村が増加したと考えられます。

市町村における空き家対策の実施状況

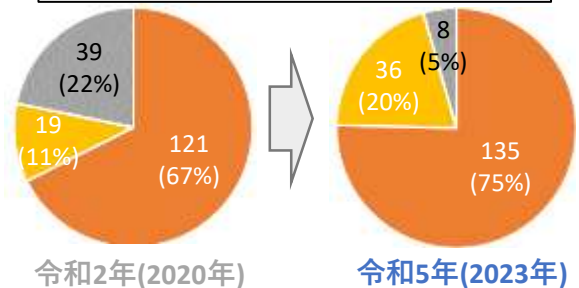


具体的な施策の内容

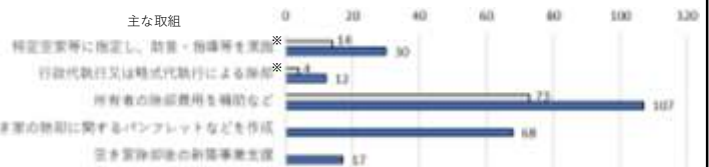
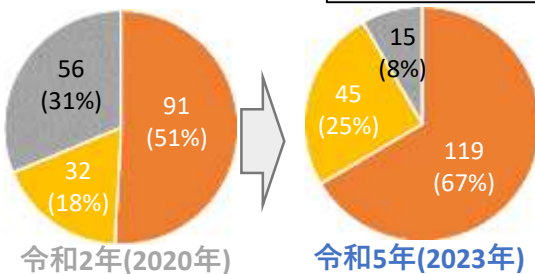
適切な管理を促進するための施策



空き家の活用の促進するための施策



管理不全な空き家の除却を促進するための施策

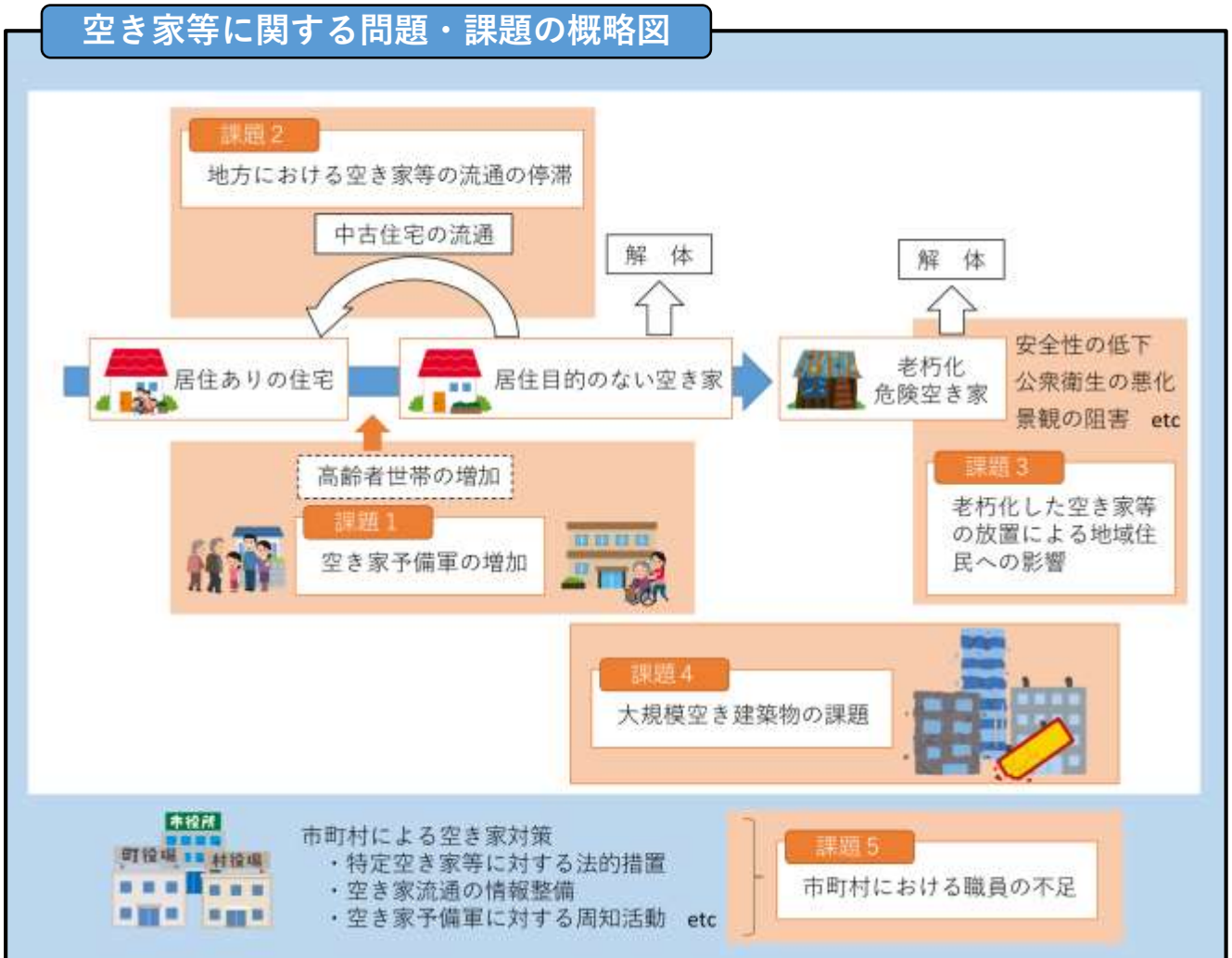


※令和4年(2022年)と令和元年(2019年)の比較になります。

■ 施策を実施している市町村
 ■ 施策を実施する予定・意向のある市町村
 ■ 施策を実施していない(する予定もない)市町村
■ 令和5年(2023年)に実施した市町村
 ■ 令和2年(2020年)に実施した市町村

3 空き家対策における課題

本方針では、空き家対策における課題を5つに分けて検討いたします。



課題1 空き家予備軍の増加

空き家の半数以上が相続に伴って発生しており、高齢化の進展に伴い住宅の相続は増加し、居住目的のない空き家も増加すると考えられます。所有者が高齢であると管理や活用の情報を取得することが困難な傾向にあります。

課題2 地方における空き家等の流通の停滞

空き家の中には、住宅としては元より、地域交流の場やサテライトオフィスなど改修をすることにより幅広い活用方法があります。しかし、売却・賃貸したい意向はあるが需要がない場合や改修費用を回収する見込みがないなど、活用には至っていないケースがあります。

特に宅地建物取引業者などの事業者や専門家が少ない地域では空き家の流通が進みにくい状況です。

課題3 老朽化した空き家等の放置による地域住民への影響

空き家等が活用されず、放置されて適切な管理が行われない場合、安全性の低下や公衆衛生の悪化・景観の阻害など多岐にわたる問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。今後、主要構造部などの腐朽・破損などがある危険な空き家が増加すると、それらの問題は一層深刻化することが懸念されます。

空家特措法では、特定空家等に対する措置をはじめ、空き家を適切に管理する制度や市町村が行う取組への財政支援などが講じられております。

しかし、実施主体である市町村によっては、空き家の所有者特定が難しいことなど、様々な課題があり、除却等が進みにくいという状況であります。

課題4 大規模空き建築物の課題

大規模空き建築物は、通常の空き家よりも対応が難しくなる場合があります。大規模空き建築物になると外壁の剥落など、回避することが困難な危険性が生じる場合があります。また、市町村による指導等の対策においても、所有者が複数名に分かれていたり、倒産後の管理者の追跡や特定などに苦慮する場合があります。

課題5 市町村における職員の不足

所有者に対して、空き家等をどのように活用したら良いのかなどのノウハウの提供や、空き家の管理方法・危険な空き家などの法的措置・空き家にしないための所有者に対する情報提供など市町村では空き家対策における体制を整備することが望ましいです。

しかしながら、多くの市町村では職員が不足していることからこれらの対応に苦慮しております。

第3章

空き家対策における各主体の役割

1 所有者の責務

空家等の所有者等の責務（法第5条）

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 （空き家対策の基本的な考え方（抜粋））

土地基本法第6条において**土地の所有者または土地を使用収益する権原を有する者**は、同法第2条から第5条までに定める土地についての基本理念にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する旨規定されているように、第一議的には空家等の所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提である。

法律で定められているとおり、所有者は空家等の適切な管理に努めること。

具体的な取組の例は以下のとおり

- ・ 空き家を放置すると劣化が早く、防災・防犯面でのリスクが高くなることや近隣へ悪影響を及ぼすことを理解し、空き家が管理不全な状態にならないよう適切に管理する。
- ・ 積極的に空き家の利活用等を進めるなど、空き家の早急な解消に努めること

2 国の役割

国の責務（法第3条）

- 第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

国は、法の内容について、地方公共団体等に対して具体的に周知を図るとともに、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針等により、市町村による空家等対策の適切な実施を支援する。

また、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充など必要な財政上の措置や必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとされており。

3 市町村の役割

地方公共団体の責務（法第4条第1項）

市町村は、第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

空き家対策の主体的な役割を担う立場として、市町村毎で作成する空家等対策計画に基づき空き家対策を講じるよう努めなければならない。

具体的な取組の例は以下のとおり

- ・継続的な空き家の実態把握に努めるとともに、空家等対策計画を作成・改訂し、計画的な空き家対策に取り組む。
- ・管理不全空家等及び特定空家等に対し必要な措置を講じる。
- ・関係団体や専門家・空家等管理活用支援法人などと連携して、地域の特性等に応じた所有者の主体的な対応を後押しする取組を講じる。
- ・重点的に空家等の活用の促進を図る区域として空家等活用促進区域や空家等活用促進指針を定めることについて検討する。
- ・空家等管理活用支援法人の指定基準を定め、指定後は、適正に業務を行っているか確認し、必要に応じ適正な業務運営を行うよう措置を講じる。

4 関係団体・支援法人の役割

関係団体とは、空き家問題に対し、対策を講じる全ての団体になります。

地方住宅供給公社の業務の特例（法第19条）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務（法第20条）

独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助（法第21条）

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

上記のような法で定められていない関係団体においても、市町村や北海道からの委託・市町村や北海道が開催する会議から情報を収集し、地域における空き家対策を行う場合は、各関係法令を遵守し、市町村で定める空家等対策計画に基づきながら事業を行うよう努めること。

空家等管理活用支援法人の指定（法第23条第1項）

市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

支援法人の業務（法第24条）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

空家等管理活用支援法人は、**空き家対策の重要な役割を市町村から指定された立場として、支援法人の業務を講じる。**

具体的な取組の例は以下のとおり

- ・ 空家等管理活用支援法人は、法で定められた業務を適正に行うとともに、市町村が別途定めた指定基準などを順守し、業務に努める。
- ・ 空家等管理活用支援法人は、国及び地方公共団体からの指導若しくは助言を受け止め業務に努める。
- ・ 北海道、市町村、空家等管理活用支援法人は、互いに連携し空き家対策に努める。

5 道の役割

地方公共団体の責務（法第4条第2項）

都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

道は、法律に基づき市町村の支援を行うとともに、市町村単位では対策できない広域自治体としての施策を推進し、国や他都府県などとの調整・連携を行います。

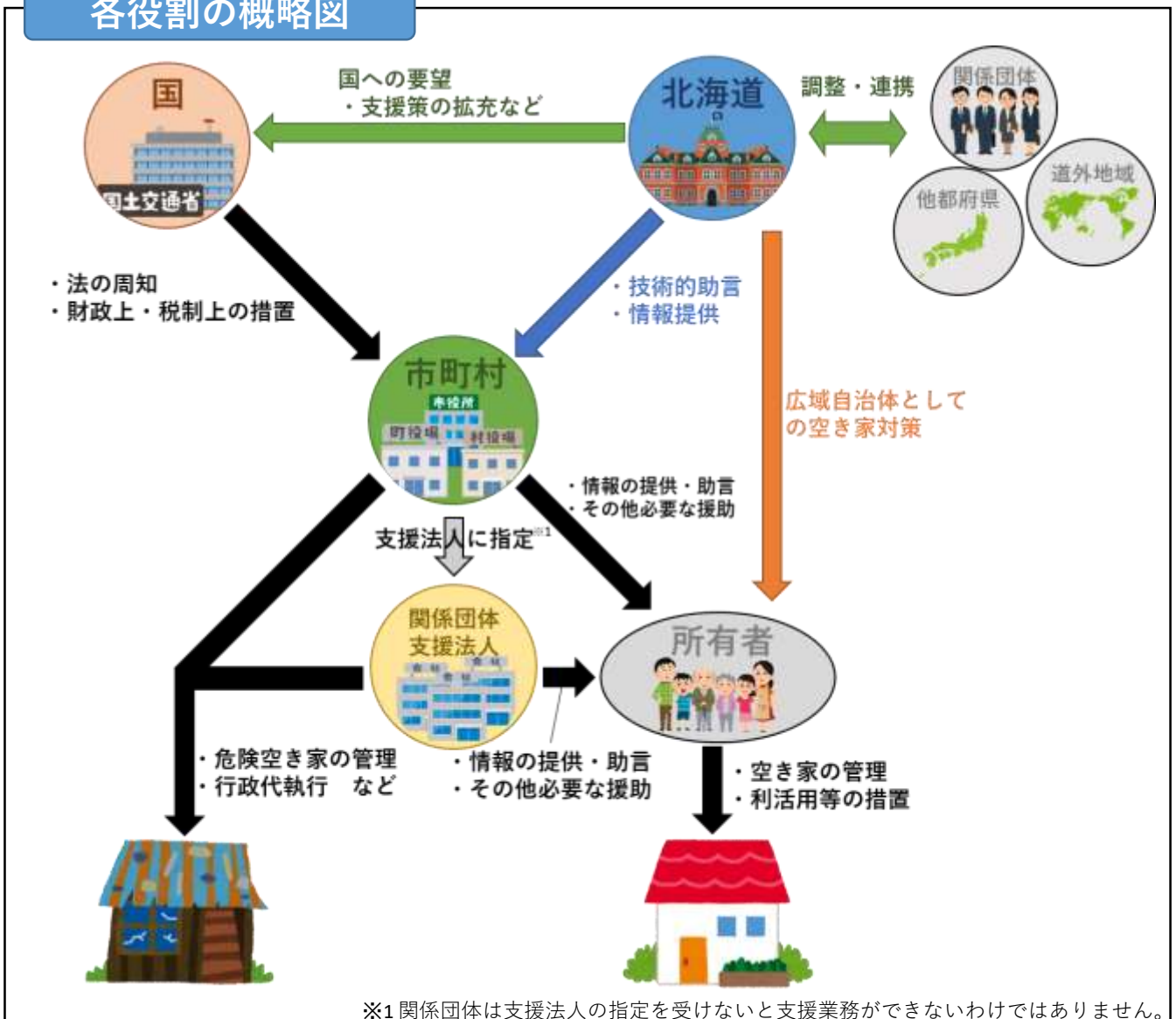
【3つの役割】

市町村への支援

広域自治体としての
施策の推進

国、他都府県・道外地域、
関係団体等との調整、連携

各役割の概略図



※1 関係団体は支援法人の指定を受けないと支援業務ができないわけではありません。

第4章

取組方針

第2章での「課題」・第3章での「道の役割」を踏まえ、道が実施すべき施策の「取組方針」を「空き家等の活用の促進」、「市町村への支援」、「道民への周知啓発」と定めます。

課題 (第2章)

空き家予備軍の増加

地方における空き家等の流通の停滞

老朽化した空き家等の放置による地域住民への影響

大規模空き建築物の課題

市町村における職員の不足

道の役割 (第3章)

市町村への支援

広域自治体としての施策の推進

国、他都府県・道外地域、関係団体等との調整、連携

取組方針

1 空き家等の活用の促進

2 市町村への支援

3 道民への周知啓発

第5章

施策の展開

第4章の「取組方針」で定めた「空き家等の活用の推進」「市町村への支援」「道民への周知啓発」に基づきながら、道の施策は展開してまいります。

本章では、施策の具体的な内容について示しておりますが、社会環境などの変化により随時、より効果の高い施策に変更いたします。

1

空き家等の
活用の促進

価値ある地域資源としての活用の促進

空き家等の活用の推進に当たっては、移住定住の促進やまちの活力向上といった地域課題や子育て世帯への住宅の供給など住宅政策の課題を解決するために、地域資源として空き家の利活用を促すとともに、空き家を活用するためのリフォームの普及や幅広い用途での活用を促進します。

1 北海道空き家情報バンクの運営

- ▲ 空き家の道内及び道外・海外に対しての情報発信
- ▲ 掲載情報の拡充やニーズの募集、マッチングなどの検討
- ▲ 市町村との連携・活用の促進

2 住宅ストックとしての活用の促進

- ▲ 適切な住宅リフォームの普及
- ▲ 住宅市場での流通の促進のための調査・研究

3 住宅以外の幅広い用途での活用の促進

- ▲ 幅広い用途での活用方法の情報収集・提供
- ▲ 古民家活用の情報収集・提供

2

市町村への 支援

市町村が円滑に空き家対策を講じられるように

空き家等対策の主体である市町村が空家等対策計画に基づく空き家対策やその他の必要な対策を適切に講じられるよう支援をします。

1 人材・担い手の育成の支援

- ▲ 空家対策推進のための手引きの改訂
 - 空家等活用促進区域制度の導入のための情報提供
 - 空家等管理活用支援法人の指定のための情報提供
 - 管理不全空家の判断のための参考基準の作成
 - 代執行・財産管理制度の円滑化のための情報提供
- 市町村向け研修会等の開催
- 空き家等の相談や調査に対応するためのマニュアルの更新

2 空き家対策推進に係る技術的な支援

- 空家等活用促進区域制度の導入支援
- 空家等管理活用支援法人の指定に向けた支援
- 危険な状態にある空き家等の除却に向けた支援
- 市町村空家等対策計画の策定促進
- 空き家所有者等を対象とした相談会の開催
- 市町村からの空き家対策に関する相談対応
- 北海道立総合研究機構による研究協力・成果普及の協力

3 大規模空き建築物対策の支援

- 先進事例や事業・制度などの情報提供
- 大規模空き建築物対策に関する市町村間の情報共有の促進
- 大規模空き建築物対策を実施する市町村に対する技術的な支援

4 市町村等の相互の連絡調整

- ◆ 空き家等対策連絡会議の開催
- ◆ 市町村を対象とした空き家対策相談会の開催
- ◆ 国への制度拡充や予算確保の要請

3

道民への周知啓発

空き家問題や空き家への対策をより身近に

道民に対し、空き家問題を身近に感じてもらい、生前から住まいの対処方針を決めておく「住まいの終活」を普及するとともに、空き家になってしまった場合も早期に対策を講じられるよう所有者が行う空き家対策について周知啓発をします。また、住宅の新築や改修において、将来住宅を手放す際には住宅市場で流通しやすくなるよう良質な住宅を普及します。

1 所有者等に対する意識啓発

- ◆ 空き家ガイドブック等の改訂
 - └ ◆ 法改正を踏まえ管理不全空家への指導などを追記
- ◆ ホームページでの情報の提供やガイドブックを活用した周知
- ◆ セミナーや相談会の開催
- ◆ 空き家の所有者責任についての周知・啓発

2 良質な住宅の普及

- ◆ 耐震補強等に関する啓発
- ◆ 長期優良住宅・省エネ住宅の普及
- ◆ バリアフリー化の普及

北海道空き家等対策に関する取組方針

令和6年(2024年)3月

発行 北海道建設部住宅局建築指導課
〒060-8588 北海道中央区北3条西6丁目
TEL (011) 231-4111